

第2部

各 論

第1章 地域包括ケアシステムの深化・推進 【重点目標】

第1節 包括的支援体制の強化

(1) 地域包括支援センターの運営

【施策・事業の概要】

高齢者の福祉・介護の拠点となる施設であり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して3職種のチームアプローチにより、市民の健康の保持、介護予防の促進、生活安定のための支援等を行います。

【取組状況と課題】

運営に当たり、「地域包括支援センター運営協議会」を定期的に開催し、今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが適切、公正かつ中立的な運営を確保できるよう必要な協議を行っています。高齢化や業務量の増加・多様な課題を抱える世帯の増加から、必要な人材の確保育成、業務の効率化等が課題となっています。

【取組の方向性】

高齢化に伴い、認知症や多様な課題を抱える世帯の増加が想定されることから、必要な人材の確保育成に努めるとともに、保健福祉、介護予防、介護保険サービス等、各種データを整理分析し、地域の高齢者が抱えている課題を把握・検討することで、より良い支援策の検討・実施に努めます。

また、地域包括支援センターは、高齢者やその家族からの多様な相談を受け付け、全庁的な連携、関係機関との連携により、効果的な支援が行えるよう、体制の整備、職員の実践力の向上に努めて行きます。

<実績値と本計画期間の計画値>

	前計画実績値			本計画設定値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合相談支援業務（実人数）	221	246	240	250	250	250
//（延べ件数）	572	773	750	800	800	800
地域包括ケア会議（回）	5	11	12	10	10	10
介護支援専門員連絡会（回）	7	8	9	9	9	9
訪問系・通所系サービス連絡会（回）	1	3	3	3	3	3

※令和5年度は見込み値

(2) 地域包括支援センターの体制強化

本市では、地域包括支援センターを本庁舎に設置し、直営による運営を行ってきました。しかししながら、後期高齢者人口の増加や課題の複雑化・複合化から地域包括支援センターの業務負担も増大しており、今後、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進をしていくためには、地域包括支援センターの体制強化が不可欠となっています。

そのため、地域包括支援センターを増設することを検討します。

(3) 地域ケア会議の運営・充実

【施策・事業の概要】

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、①地域の介護支援専門員による法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、②高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を目的として開催するもので、次の5つの機能を持ちます。

- ア 個別課題を解決する機能
- イ 地域包括支援ネットワークを構築する機能
- ウ 地域関係機関との連絡会議を通じ、地域課題発見・共有化する機能
- エ 地域づくりのための社会資源開発の機能
- オ 市主催の会議等において、政策の形成を検討する機能

【取組状況と課題】

地域包括支援センターを市役所内に設置し、関係部署と連携しながら、相談業務や権利擁護事業、各種会議・連絡会の運営等を行っています。高齢化や業務量の増加・多様な課題を抱える世帯の増加から、高齢者を支援する各関係機関との連携により、個別課題や地域課題の発見、共有化が重要となります。

【今後の方向性】

地域包括支援センターが中心となり、代表者会議、個別会議、重度化防止に関する会議等、高齢者を支援する各関係機関との連携により、充実した会議の開催・運営に努めます。

また、地域の福祉職、関係機関と協力し、高齢者が安心して暮らせる資源の発掘や開発に努めます。重度化予防として、医療職等と連携し、健康長寿を目的とした会議の開催を実施していきます。

<実績値と本計画期間の計画値>

	前計画実績値			本計画設定値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
代表者会議（回）	0	0	1	1	1	1
個別会議（回）	3	7	6	6	6	6
重度化防止に資する会議（回）	2	4	6	3	3	3

※令和5年度は見込み値

（4）在宅医療・介護連携の推進

【施策・事業の概要】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らし人生の最期まで続けられるよう、地域の医療・介護の関係者及び関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護の一体的な提供に努めます。具体的には、市、県、近隣市町、公立病院、賀茂医師会等の医療関係団体、介護関連事業所等が協働・連携して、在宅医療・介護連携を図ります。

【取組状況と課題】

在宅医療・介護連携推進事業（静岡メディカルアライアンスに委託）により在宅療養・ACPの普及啓発・在宅看取り等の環境整備を推進しました。

課題としては、情報共有や社会資源の不足等があげられます。

【今後の方向性】

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療・介護連携コーディネーターを配置し、県、近隣市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係団体、介護関連事業所等と「在宅医療・介護連携推進協議会」にて、地域課題の解決に向けた協議を行います。また、4つの場面ごとに在宅医療と介護の目指すべき姿を設定し、多職種の研修会や下田、南伊豆のブロック会議を定期的に実施していきます。

ア 日常の療養支援

多職種の連携・協働による患者や家族の生活を支える体制の強化・充実を図り、住み慣れた場所で生活できるようにする。

イ 入退院支援

入退院時に必要かつ十分な医療やサービスが提供されることで再発が予防でき、安心した療養生活を送ることができる。

ウ 急変時の対応

医療と介護、救急（消防）が連携することにより、本人の意思を尊重した円滑な救急対応ができる。

エ 看取りへの対応

できる限り本人が希望する場所で看取りができるよう住民への周知や在宅医療と介護サービスの連携を図る。

(5) 認知症施策の推進

①「認知症よりそいガイド（認知症ケアパス）」の作成と普及

【施策・事業の概要】

認知症になっても、住み慣れた地域での生活が続けられるよう、「認知症よりそいガイド（認知症ケアパス）」を発行し、広く啓発を進めます。また、認知症の早期発見を支援する31項目のチェック表や病院受診や相談の窓口等の案内も掲載し、活用していただける認知症ケアパスの充実を図ります。

【取組状況と課題】

受診前にあらかじめ記入することによりスムーズな診察につなげることを目的とした「ものわすれ相談シート」を前期計画時に作成したケアパスに掲載しました。「ものわすれ相談シート」は、医療機関との連携を図るツールのひとつとして活用されています。

【今後の方向性】

高齢者やその家族が認知症予防や認知症の早期発見を行えるよう、定期的に内容を見直し、効果的な活用につなげていきます。また、改訂にあたり、サポート医との連携を継続して行っています。

②認知症初期集中支援推進事業

【施策・事業の概要】

保健師や社会福祉士等の専門職と認知症サポート医で構成される「認知症初期集中支援チーム」を配置し、家族等からの相談により、認知症が疑われる人、認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行うことで、自立生活のサポートを行うものです。

【取組状況と課題】

コロナ禍であったことや総合相談支援業務で対応をしたため、実績はありませんでした。総合相談支援業務の中でも、サポート医との連携をとることにより、支援に結びついた事例もありました。

【今後の方向性】

地域包括支援センターで行う総合相談支援業務を基本として、認知症疾患医療センター、サポート医、県、近隣市町、医師会等と連携し、事業を推進します。

③認知症地域支援推進員設置事業・ケア向上事業

【施策・事業の概要】

認知症地域支援推進員は、保健師や社会福祉士等の資格を有しており、医療機関や介護事業所の職員、認知症の人と家族の会等の地域支援の支援機関をつなぐ、コーディネーターの役割を担っています。

【取組状況と課題】

認知症カフェの開催やチームオレンジ研修等を実施し、認知症の人やその家族を地域で支えていけるように努めています。今後も認知症の人やその家族を支援するため、認知症の人自身の意見を取り入れた認知症カフェの運営や多職種協働研修等の開催により連携を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

相談支援の中核的な役割を果たす認知症地域支援推進員を育成・配置し、若年性認知症の人を含め、認知症の人やその家族を地域で支えていけるような環境整備を進めていきます。

また、認知症の人自身の意見を取り入れた認知症カフェの運営やチームオレンジ活動等、認知症の人やその家族を地域で支えていけるよう継続的な支援を行っていきます。

<実績値と本計画期間の計画値>

	前計画実績値			本計画設定値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症カフェの年間開催数（回）	6	7	8	8	8	8
チームオレンジ活動数（回）	2	4	4	4	4	4

※令和5年度は見込み値

④高齢者等見守りネットワークの活用

【施策・事業の概要】

市内事業者の協力のもと、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者等の異変に気づいた際に、関係機関等に通報し、必要な支援につなげる「高齢者等見守りネットワーク推進事業」において、登録事業者に対し、認知症高齢者等が行方不明になった場合の発見の協力を要請します。

【取組状況と課題】

防災行政無線放送及びメール配信サービスにより放送・配信された行方不明者の発見の協力をお願いしています。

【今後の方向性】

認知症高齢者の増加が見込まれることから、協力いただく事業者の拡大に努めるとともに、認知症サポーター養成講座の受講等により、発見時等の適切な対応を促します。

(6) 生活支援体制整備事業

【施策・事業の概要】

高齢者の在宅生活を支えるための生活支援サービスについて、既存事業の活用も含めて、多職種による協議体やコーディネーターと呼ばれる地域づくりの推進員を設置し、住民ニーズの把握、住民主体のサービスの創出を目的とする事業です。

【取組状況と課題】

通いの場の拡充を推進し、助成金の制度に関する説明や立ち上げ支援を行いました。

移動支援については、令和3年度にボランティアの育成等を行い、令和4年度には実証実験を実施しました。

【今後の方向性】

通いの場の拡充を継続するとともに、通いの場同士の交流機会の創出について検討します。

移動支援について、持続可能な事業の形を検討するとともに、住民が主体となって行う支援の仕組みづくりを推進します。

(7) 高齢者虐待防止対策の推進

【施策・事業の概要】

市民に対し高齢者虐待に対する知識の普及啓発を行い、早期発見に向け、地域全体で見守る体制づくりに努めるとともに、虐待が発生した場合は、速やかに対応できるよう、他機関との連携を図ります。また、高齢者虐待防止に向けては、高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家族全体の状況からその家族が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者、親族等に対する支援を関係機関の連携により推進します。

【今後の方向性】

虐待の未然防止や早期発見のため、見守りネットワークの充実や研修会を開催します。また、養護者による虐待防止に向けて、虐待に関する知識や介護技術の普及啓発及び介護負担軽減等に努めます。

(8) 市民への啓発

【施策・事業の概要】

地域包括ケアシステムの構築は、行政だけでなく地域住民の理解と協力が必要となります。そのため、地域包括支援センターは、地域住民、特に高齢者やその家族に「自ら取り組む介護予防」と「誰もが住みやすい地域づくり」について高い意識を持っていただけるよう啓発活動を行います。

【取組状況と課題】

「自ら取り組む介護予防」と「誰もが住みやすい地域づくり」について高い意識を持っていただくよう、人生会議、医療・介護サービス等、回覧での情報提供や住民向けの講演会等を実施しました。また、地域住民が積極的に活動に取り組むよう、紹介パンフレットや広報等で情報発信を行いました。その他、ふれあい広場等での普及啓発に努めました。

【今後の方向性】

「自ら取り組む介護予防」と「誰もが住みやすい地域づくり」についての理解を深めたうえで、高い意識で取り組んでいただくよう、引き続き、市の広報誌やホームページを活用しての情報発信や各種イベント、出前講座等を利用し、効果的な情報発信の手段を検討し、実施します。

なお、市民への啓発に当たっては、「65歳ノート」の活用講座や「認知症よりそいガイド（認知症ケアパス）」の活用を進めます。

<実績値と本計画期間の計画値>

	前計画実績値			本計画設定値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
65歳ノート配付数（冊）	319	379	300	300	250	250

※令和5年度は見込み値

第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス

①訪問型サービス

【施策・事業の概要】

訪問型サービスは、従来の介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス及び移動支援を想定しています。

事業の分類	実施主体
①従前相当訪問型サービス	指定事業者
②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	指定事業者
③訪問型サービスB（住民主体による支援）	ボランティア、NPO法人等
④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	下田市（保健・医療の専門職）
⑤訪問型サービスD（移動支援）	ボランティア、NPO法人等

【取組状況と課題】

現在、本市では、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスのみを提供しています。事業所における職員確保が課題となっています。

【今後の方向性】

引き続き、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを提供します。

また、基準緩和サービス（訪問型サービスA）を早期に実施し、事業所の確保を図るとともに、住民主体による支援（訪問型サービスB）の実施に向けて、担い手の育成や制度面の整備を進めます。

<実績値と本計画期間の計画値>

	前計画実績値			本計画設定値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
従前相当訪問型サービス（件）	1,078	1,080	970	1,000	1,000	1,000
基準緩和サービス（件）	—	—	—	100	100	100
住民主体による支援（件）	—	—	—	—	—	60

※令和5年度は見込み値

②通所型サービス

【施策・事業の概要】

通所型サービスは、従来の介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスで構成されます。多様なサービスでは、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス、住民主体による支援及び保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定しています。

事業の分類	実施主体
①従前相当通所型サービス	指定事業者
②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	指定事業者
③通所型サービスB（住民主体による支援）	ボランティア、NPO法人等
④通所型サービスC（短期集中予防サービス）	下田市（保健・医療の専門職）

【取組状況と課題】

現在、本市では、従来型介護予防通所介護に相当するサービスのみを実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、利用控えや臨時休業もありました。感染症に関しては、今後も、予防の徹底と、体調管理等が必要です。利用者数の減少もあり、事業継続が困難なことが課題になっています。

【今後の方向性】

コロナ禍後の利用ニーズを踏まえ、引き続き、従来の介護予防通所介護に相当するサービスを提供とします。

また、基準緩和サービス（通所型サービスA）を早期に実施し、事業所の確保を図るとともに、住民主体による支援（通所型サービスB）については、実施主体の確保に向け、関係団体に働きかけを進めていきます。

<実績値と本計画期間の計画値>

通所型サービス	前計画実績値			本計画設定値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
従前相当通所型サービス（件）	903	910	920	900	900	900
基準緩和サービス（件）	—	—	—	100	100	100

※令和5年度は見込み値

③介護予防ケアマネジメント事業

【施策・事業の概要】

訪問型サービス及び通所型サービスの利用者を対象に、要介護状態への進行を予防するため、対象者の心身の状況や置かれている環境等に応じて必要な援助を行うものです。

個別相談を通して支援計画を作成し、対象者への計画の取組み方の共有、関係機関との内容の共有により、対象者個々の生活機能の課題に即応した事業の展開を行っています。

【取組状況と課題】

包括支援センター業務を継続するため、居宅介護支援事業所へのケアプラン作成の委託を行っています。

市内の介護支援専門員の慢性的な不足等により、委託先の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

介護支援専門員の確保や資格要件を満たすための研修を継続的に開催します。また、介護支援専門員への助言、相談受付等により、負担軽減及び離職防止を図ることにより委託先の確保に努めます。

<実績値と本計画期間の計画値>

介護予防ケアマネジメント	前計画実績値			本計画設定値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防ケアマネジメント（件）	1,383	1,341	1,260	1,400	1,400	1,400

※令和5年度は見込み値

(2) 一般介護予防事業

①介護予防把握事業

【施策・事業の概要】

地域住民、関係機関、ボランティア等、様々な機関から得た情報を活用し、閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげるものです。

【取組状況と課題】

フレイル予防の教室や地域の通いの場等高齢者が集う機会を活用しながら、アンケート調査やフレイル測定を実施し、介護予防の対象者の把握に努めました。また、地域住民、民生委員、関係機関等様々な機関から得た情報を活用し、閉じこもり等何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげています。

【今後の方向性】

今後も、個々の高齢者の実態把握の場として高齢者の集いの場と連携を密にするとともに、集落単位で介護予防講座（出前講座）を開催し、後期高齢者の質問票等を活用して、フレイル予防、介護予防の対象者の把握を進めていきます。

②介護予防普及啓発事業

【施策・事業の概要】

全ての高齢者とその家族を対象に介護予防のパンフレットの配付や講座を開催し、介護予防に必要な知識の普及啓発をし、積極的に取り組めるよう支援します。

【取組状況と課題】

フレイル予防や認知症予防に関する出前講座、介護予防教室等を実施するとともに、地域住民が積極的に活動に取り組むよう、紹介パンフレットや広報等で情報発信を行いました。また、参加しやすくなるよう、より多くの会場で実施するように努めました。

【今後の方向性】

引き続き、フレイル予防や認知症予防に関する講座を実施していきます。また、より多くの会場で多くの人に取り組んでいただく方法を検討します。

③地域介護予防活動支援事業

【施策・事業の概要】

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うものです。

【取組状況と課題】

社会福祉協議会と連携して、地区単位で実施する講座をきっかけとした通いの場の設立を支援しました。また、市の出前講座や外部講師の派遣により、通いの場の活動継続を支援しました。

【今後の方向性】

住民主体の通いの場の設立については、社会福祉協議会等との連携のもと、継続して支援します。また、既存の通いの場の活動継続を支援するため、地域の専門職等と連携した講師派遣等を行います。さらに、通いの場の活動を支援するボランティアの育成について検討します。

<実績値と本計画期間の計画値>

地域介護予防活動支援事業	前計画実績値			本計画設定値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防講座参加者延数（人）	1,245	663	810	830	850	870

※令和5年度は見込み値

④一般介護予防事業評価事業

【施策・事業の概要】

一般介護予防事業について、要介護認定状況や事業の進め方、効果等を測定・評価するものです。

【取組状況と課題】

地域の特性や課題について検討し、過程、事業目標の達成状況等を評価しましたが、測定前後の両方ともに参加する人が少ないため、参加者の増加や継続して参加しやすい事業の創意工夫が課題となっています。

【今後の方向性】

地域の特性や課題について検討し、目標を設定した上で、事業の実施に当たっての手順、過程、事業目標の達成状況等を評価します。また、評価結果を基に、一般介護予防事業の改善に生かします。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

【施策・事業の概要】

地域支援事業にリハビリテーションの視点を持つ専門職が介入し、自立支援のための知識、技術を提供することで、より効果的な介護予防を推進しています。

【取組状況と課題】

地域や通いの場での講座等に理学療法士や健康運動指導士が介入し、専門的な知見に基づく効果的な助言を行うことで、地域リハビリテーションを推進しました。

【今後の方向性】

地域の医療機関等の専門職との連携を深め、地域リハビリテーションの更なる推進を図ります。

第3節 任意事業の充実

(1) 介護給付等費用適正化事業

【施策・事業の概要】

介護給付の適正化は、適切なサービス確保、費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築することを目指し、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、サービス事業者が受給者に必要な介護サービスを提供するよう促すことです。

これまで「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」を主要5事業として位置づけて、各保険者はその実施に取り組んできましたが、第9期計画期間からは、3つの事業に再編することとなりました。

【今後の方向性】

主要3事業及び「給付実績の活用」を行い、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

また、任意事業となった「介護給付費通知」については、費用対効果を検証しながら、実施継続について検討します。

<実績値と本計画期間の計画値>

	前計画実績値			本計画設定値			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
要介護認定の適正化							
認定調査の結果についての保険者による点検等	1,202 件	1,569 件	1,500 件	全件点検	全件点検	全件点検	
要介護認定の適正化に向けた取組	県主催の研修への参加 毎回1名以上 介護認定審査会への情報提供 年2回			県主催の研修への参加 每回1名以上 介護認定審査会への情報提供 年2回			
ケアプランの点検	8 件	12 件	8 件	1 事業所 1 件以上	1 事業所 1 件以上	1 事業所 1 件以上	
住宅改修等の点検							
住宅改修の点検	書面	全件	全件	全件	全件	全件	
	現地調査	1 件	2 件	2 件	年1件以上	年1件以上	
福祉用具購入・貸与の点検	書面（購入）	全件	全件	全件	全件	全件	
	問合せ等による確認	8 件	17 件	7 件	年1件以上	年1件以上	
縦覧点検・医療情報との突合							
縦覧点検	国保連委託	実施	実施	実施	実施	実施	
	市職員点検	実施	実施	実施	実施	実施	
医療情報との突合	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施	委託実施	
介護給付費通知	年2回	年2回	年2回	年1回	年1回	年1回	
給付実績の活用	5 帳票	5 帳票	5 帳票	5 帳票	5 帳票	5 帳票	
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間の短縮	23.1 日	23.4 日	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内	

※令和5年度は見込み値

(2) 家族介護支援事業

①在宅寝たきり高齢者等介護手当支給

【施策・事業の概要】

寝たきり高齢者、認知症高齢者等と生活をともにし、在宅で介護している方に対して、家族介護慰労金の支給を行っています。

【取組状況と課題】

住民税非課税世帯のうち、在宅生活をしている要介護4以上の方で、過去1年間介護サービスを利用していない方の介護者に支給しています。要介護4以上の方は介護サービスを利用している方が多いため、令和4年度の支給実績は0件となっています。

【今後の方向性】

今後も制度の周知に努め、支援が必要な世帯に対して支給を行います。

<実績値と本計画期間の計画値>

	前計画実績値			本計画設定値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給件数(件)	1	0	1	1	1	1

※令和5年度は見込み値

②家族介護支援事業

【施策・事業の概要】

在宅で高齢者を介護している家族や介護に関心のある方を対象に、介護者サロンや手軽にできるマッサージ講座等を行い、介護者の慰労や介護に関する知識・技術の習得を目的とした事業を行っています。

【取組状況と課題】

介護者の中には障害のある方を介護している方もいるため、障害を理解する研修等も取り入れました。市民メール等も活用しながら周知し、参加促進を図りました。

【今後の方向性】

今後も、活動の際には市民向けに情報を発信し、多くの家族介護者の参加を促します。また、未経験者でも参加しやすいような介護教室を開催します。

<実績値と本計画期間の計画値>

	前計画実績値			本計画設定値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	46	102	90	100	100	100

※令和5年度は見込み値

(3) その他の事業

①認知症高齢者見守り事業

【施策・事業の概要】

地域の認知症高齢者の見守り体制の構築のため、認知症サポーター養成講座等による市民への理解促進を進めています。

【取組状況と課題】

認知症について、自分事として学ぶ機会の確保も含めた認知症サポーター養成講座を中学生を中心開催しました。

また、ステップアップ講座については、コロナ禍であっても継続的に開催できるように努めました。

【今後の方向性】

引き続き、中学生を主とした市民を対象に、認知症サポーター養成講座を定期的に開催します。

また、講師役となるキャラバンメイトの養成と確保に努めます。

<実績値と本計画期間の計画値>

	前計画実績値			本計画設定値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
養成講座受講者数（人）	226	100	118	150	150	150

※令和5年度は見込み値

②住宅改修支援事業

【施策・事業の概要】

介護保険サービスのうち、住宅改修のみを行う利用者の住宅改修理由作成手数料を助成するものです。

【今後の方向性】

今後も制度の周知に努め、介護保険サービスのうち、住宅改修のみを行う利用者を支援していきます。

③成年後見制度利用促進事業

【施策・事業の概要】

成年後見制度に関する普及啓発を行うとともに、認知症等により判断能力が不十分になった高齢者等の権利擁護及び財産管理の観点から支援を行います。

また、成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、賀茂地区の1市5町・各市町社会福祉協議会・成年後見制度に関わる各種専門職の団体と連携して行います。

【取組状況と課題】

下田市社会福祉協議会を中心機関として、市民や専門職向けの講演等により、権利擁護や成年後見制度に関する普及啓発を図りました。

賀茂地区1市5町が協働で市民後見人養成講座を実施し、後見業務の担い手になり得る市民後見人の養成を継続して行っています。

また、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に即して、成年後見人等の報酬助成制度の対象拡充を行いました。

【今後の方向性】

引き続き、権利擁護や成年後見制度に関する普及啓発を図ります。また、市民後見人の継続した養成に努めるとともに、実際に後見人等に就任した市民後見人を支援するための施策の推進を図ります。

<実績値と本計画期間の計画値>

	前計画実績値			本計画設定値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業 市長申立数（人）	3	5	5	5	5	5
市民後見人養成講座 修了者数（人）	0	9	5	5	5	5
市民後見人の候補者名簿 掲載者数（人）	0	1	1	2	2	2
法人後見の受任者数（各類型合算） 受任者数（人）	6	7	4	5	5	5

※令和5年度は見込み値